

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）			
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等				
1	i. 市街地の適正な利用	①住宅系利用	i. 低層住宅地	宮戸地区、岡地区および根岸台地区については、河川沿いや農地等と一体となった自然環境と調和する低層住宅地として、低密度主体の土地利用により住環境を維持します。	B 用途地域	—	—	B 都市計画総務事務事業（用途地域）	B 建築行政事業	B 開発許可等指導事業	宮戸、岡、根岸台の低層住宅（4号建築物）の確認申請件数 （平成17年度：—、平成28年度：653件、令和5年度：784件）		
					—			—				—	
					—			—				—	
2			ii. 中高層住宅地	低層住宅地以外の住宅地については、中高層住宅地における良好な住環境を維持、改善し、建築物の形態（規模）や用途に配慮した適切な誘導を図ります。	A 建築物の高さ制限導入	—	—	B 【再掲】都市計画総務事務事業（用途地区・高度地区）	B 【再掲】建築行政事業	B 【再掲】開発許可等指導事業	中高層用途（第一種低層住居専用地域以外）の面積 （平成17年度：880ha、平成28年度：932.4ha、令和5年度：940.7ha） 指導要綱（H17～20）及び開発条例（H21～R5）に基づく協議書の締結累計件数 （平成17年度：—、平成28年度：394件、令和5年度：675件）		
					B 高度地区			—				—	
					B 【再掲】用途地域			—				—	
3			iii. 幹線道路沿道地区	国道・県道等の比較的広幅員を有する幹線道路沿道においては、周辺環境との調和や、沿道にあたる建築物の外観・看板・照明などのデザインの協調・ルール化等による沿道景観形成の向上に配慮しながら、自動車利用および地域生活の利便性向上に資する商業機能を許容し、日常生活を支える諸サービス機能を身近に備え地域の利便性を向上する住環境を持つ市街地形成を進めます。	B 【再掲】用途地域	—	—	B 【再掲】都市計画総務事務事業（用途地域）	B 志木和光線整備事業	B 景観まちづくり推進事業	B 【再掲】建築行政事業	志木和光線の整備率（%） （平成17年度：—、平成28年度：56.1、令和5年度：56.1） シンボルロードを景観重点地区に指定した時期 （平成17年度：—、平成28年度：—、令和5年度：令和2年3月）	
					B 志木和光線整備事業			—					—
					A 景観まちづくり推進事業			—					—
					—			—					—
					—			—					—
4			iv. 旧暫定逆線引き地区	旧暫定逆線引き地区については、その運用が廃止されたため指定されている各区域については当面、現在の環境を維持しつつ関係地権者等と協議のもとに望ましい土地利用の方向について検討します。	A 暫定逆線引き土地利用検討事業	—	—	B 【再掲】都市計画総務事務事業（地区計画）	B 生産緑地管理事業	B 【再掲】都市計画総務事務事業（地区計画）	旧暫定逆線引き地区に係る地区計画の制定の時期 （平成17年度：—、平成28年度：平成23年1月、令和5年度：—） 生産緑地の面積 （平成17年度：46.03ha、平成28年度：66.08ha、令和5年度：64.53ha） 旧暫定逆線引き地区に係る地区計画内の区画道路の路線数 （平成17年度：—、平成28年度：20、令和5年度：20）		
					B 地区計画			—				—	
5				黒目川、新河岸川等の河川周辺については、親水空間の整備や自然環境を活かし、人々が余暇を楽しめるような公園・緑地としての整備を検討します。	A わくわく田島緑地駐車場整備事業	—	—	B 【再掲】都市計画総務事務事業（地区計画）	B 黒目川桜並木管理事業	B 【再掲】都市計画総務事務事業（地区計画）	「旧暫定逆線引き地区地区計画の区画道路整備計画」に基づき区画道路の整備を推進するなど、関係地権者などとの協力のもとでまちづくりを進める。		
					B 黒目川桜並木管理事業			—				—	
6		②商業系系利用	i. 朝霞駅周辺	朝霞駅周辺の道路や駅前広場など都市基盤整備の推進と、商店街の活性化に向け、不足業種の充実・空洞化対策や、商業業務機能の充実を図り、魅力と活力ある中心市街地としてのにぎわいづくりを推進します。また、駅や商店街、周辺施設が連携し、歩行者や自転車などの安全性の確保や個性的な空間演出を進めるなど、利用者の快適性・利便性に配慮した環境づくりに努めます。	A 朝霞駅南口周辺地区整備事業	—	—	B 【再掲】都市計画総務事務事業	B 商店会支援事業	B 【再掲】都市計画総務事務事業	官民連携まちなか再生推進事業の実施状況 （平成17年度：—、平成28年度：—、令和5年度：朝霞駅周辺地区、北朝霞・朝霞台駅周辺地区） 朝霞駅周辺エリアビジョンの各施策の進捗状況 （平成17年度：—、平成28年度：—、令和5年度：8施策中6施策実施中） 朝霞駅周辺の商店会の加入店舗数 （平成17年度：730店舗、平成28年度：390店舗、令和5年度：339店舗） 朝霞駅南口交通安全対策協議会による検討の累計回数 （平成17年度：—、平成28年度：—、令和5年度：1回） 放置自転車の収容台数 （平成17年度：5,091台、平成28年度：514台、令和5年度：76台）		
					A 朝霞駅北口周辺地区整備事業			—				—	
					—			—				—	
7				—	—	—	—	B 【再掲】都市計画総務事務事業	B 交通安全施設事業	B 放置自転車対策事業	B 自転車駐車場改修事業		
					—			—				—	
					—			—				—	
8				より多くの人の流れや交流を生み出す、回遊性のある魅力的な商業核の形成を図ることなどにより、本市全体の商業力向上を図ります。	B 朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業	—	—	D 朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業	B 【再掲】都市計画総務事務事業	B 【再掲】都市計画総務事務事業	より多くの人の流れや交流を生み出す、回遊性のある魅力的な商業の拠点の形成を図ることにより、本市全体の商業力向上を図る。		
					—			—				—	
					—			—				—	
9			ii. 北朝霞・朝霞台駅周辺	北朝霞地区地区計画による商業業務施設の誘導を今後も維持するとともに、周辺の住環境との調和にも配慮していきます。	A 朝霞台駅南口駅前広場の整備改修事業	—	—	B 【再掲】都市計画総務事務事業（地区計画）	B 【再掲】都市計画総務事務事業（地区計画）	B 【再掲】都市計画総務事務事業	北朝霞地区地区計画の申請の累計件数 （平成17年度：156件、平成28年度：202件、令和5年度：261件） 北朝霞・朝霞台駅周辺地区エリアビジョン（未来ビジョン）の策定時期 （平成17年度：—、平成28年度：—、令和5年度：令和6年3月） 経済センサスにおける小売事業所数 （平成17年度：617店舗、平成28年度：367店舗、令和5年度：378店舗）		
					—			—				—	
					—			—				—	
10				—	—	—	—	B 【再掲】都市計画総務事務事業	B 【再掲】都市計画総務事務事業	B 【再掲】都市計画総務事務事業	—		
					—			—				—	
					—			—				—	
11				さらに駅利用者や周辺居住者など潜在的な消費購買層の獲得に向け、まちの回遊性の創出、商業業務機能の充実をはじめ多様な人々の需要を満たす魅力的、かつ複合的な機能の充実を促進します。	A 北朝霞地区地区計画	—	—	B 【再掲】都市計画総務事務事業	B 【再掲】都市計画総務事務事業	B 【再掲】都市計画総務事務事業	駅利用者や周辺住民など潜在的な消費購買層の獲得に向け、まちの回遊性の創出、商業業務機能の充実をはじめ、多様な人々の日常生活における需要を満たす魅力的かつ複合的な機能の充実を促進する。		
					—			—				—	
					—			—				—	
12				—	—	—	—	B 【再掲】都市計画総務事務事業	B 【再掲】都市計画総務事務事業	B 【再掲】都市計画総務事務事業	比較的に近い大学や自然と共存する公共施設等ゾーンとの連携の強化を図る。		
					—			—				—	
					—			—				—	
13			iii. 国道254号沿道	—	—	—	—	B 【再掲】都市計画総務事務事業	B 【再掲】都市計画総務事務事業	B 【再掲】都市計画総務事務事業	国道254号（川越街道）沿道をまちづくり重点地区に指定した時期 （平成17年度：—、平成28年度：平成28年11月、令和5年度：—）		
					—			—				—	
					—			—				—	
14			iv. その他の商業地	市内各地区の既存商店街については地域住民の利用促進を図るとともに、今後予想される高齢化の進行に対応し安心して買物ができる空間の形成、地区内商業地の充実、利便性の向上を目指します。	B 商店会支援事業	—	—	B 【再掲】商店会支援事業	B 【再掲】都市計画総務事務事業	B 【再掲】都市計画総務事務事業	立地適正化計画の策定の時期 （平成17年度：—、平成28年度：—、令和5年度：令和5年3月） 朝霞市産業基本計画の策定期限 （平成17年度：—、平成28年度：—、令和5年度：平成31年3月）		
					—			—				—	
15		③工業系系利用		工業生産活動の維持や利便性を確保するよう、その妨げとなる建物用途の混在を防止します。あわせて周辺の住宅地など周辺環境との調和に配慮するよう誘導を図ります。	B 【再掲】用途地域	—	—	B 【再掲】都市計画事務事業（用途地域）	B 【再掲】都市計画事務事業	B 【再掲】都市計画事務事業	幸町三丁目地区地区計画の策定期限 （平成17年度：—、平成28年度：—、令和5年度：平成30年8月） 幸町三丁目地区（旧4小路地）用途の変更時期 （平成17年度：—、平成28年度：—、令和5年度：平成30年8月） 根岸台三地区地区計画の設定時期 （平成17年度：—、平成28年度：—、令和5年度：平成30年3月） 根岸台三丁目地区（積水跡地）用途の変更時期 （平成17年度：—、平成28年度：—、令和5年度：平成30年3月） あずま南地区地区計画の策定期限 （平成17年度：—、平成28年度：—、令和5年度：令和4年9月） あずま南地区用途の変更時期 （平成17年度：—、平成28年度：—、令和5年度：令和4年9月）		
					—			—				—	
16				—	—	—	—	B 【再掲】都市計画事務事業	B 【再掲】都市計画総務事務事業	B 【再掲】都市計画事務事業	工業系用途地域において、工場跡地などにすでに中高層の住宅が立地している地域においては、工場などの操業環境の維持を図りながら、状況に応じて適切な土地利用の見直しなどについても検討を行う。		
					—			—				—	
17	ii. 市街地周辺の適正な利用（市街地調整区域の整序）	④荒川近郊緑地保全区域などの大規模緑地や河川周辺		荒川河川敷および朝霞パブリックゴルフ場一帯には、首都圏近郊緑地保全法による荒川近郊緑地保全区域が指定されており、生態系の保全・向上のための重要な区域として引き続き保全を図るとともに、レクリエーション（休養・娯楽）の場としての活用を図ります。	B スポーツ施設管理運営事業	—	—	B 公園管理事業（スポーツ施設管理運営事業）	B 【再掲】生産緑地管理事業	B 【再掲】都市計画総務事務事業	B 【再掲】都市計画総務事務事業	朝霞パブリックゴルフ場を含む荒川河川敷一帯は、首都圏近郊緑地保全法による荒川近郊緑地保全区域が指定されており、生態系の保全・向上のための重要な区域として引き続き保全を図るとともに、レクリエーションの場としての活用を図る。	
					—			—					—
					—			—					—
18				—	—	—	—	B 【再掲】都市計画総務事務事業	B 緑化推進事業	B 【再掲】黒目川桜並木管理事業	黒目川、新河岸川などの河川周辺については、斜面林や農地なども含め水と緑の景観の保全に努めるとともに、人々が自然とのふれあいや余暇を楽しむような親水空間、緑地としての活用を図る。		
					—			—				—	
					—			—				—	

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等	
19	ii. 市街地周辺の適正な利用（市街化調整区域の整序）（前頁から続き）	⑤周辺自然環境などと調和する施設地区	i. 公共公益施設系	主に黒目川沿いに立地する東洋大学やわくわくどーむ（健康増進センター）、はあとびあ（総合福祉センター）などの施設の立地を活かし、今後も公共的な施設利用を維持するとともに、周辺の住宅地や鉄道駅からのアクセス（接続）性の向上および各施設周辺に残存する農地・自然環境との調和を図ります。	B	緑化推進事業	黒目川周辺は、健康増進センター（わくわくどーむ）や総合福祉センター（はあとびあ）などの公共施設や東洋大学が立地するほか、日常的な憩いや余暇活動、健康づくりなどができる環境特性をふまえ、拠点的な病院の立地の推進など医療・福祉・教育施設が集約的に立地する土地利用を進める。	B	【再掲】都市計画総務事務事業	朝霞台中央病院の移転の時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：平成30年1月） 東洋大学朝霞キャンパスの再整備完成時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年3月） 市内循環バスわくわく号（根岸台線）の累計本数 （平成17年度：23本、平成28年度：24本、令和5年度：24本） グリーントレイルマップの策定期期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年3月）
				—	【再掲】景観まちづくり推進事業	B		【再掲】景観まちづくり推進事業		
20				—	—	—	—	B	市内循環バス運営事業	
								B	【再掲】緑化推進事業	
21			ii. 産業関連施設系	主に上内間木における工場や倉庫等の立地が進む地区については、隣接する既存集落地（市街化調整区域内において人が集まって生活している地域）等の周辺環境への配慮や環境悪化の防止とともに、調和のとれた土地利用の誘導を図ります。	B	朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例	国道254号バイパス周辺や上内間木などの工場や倉庫などの立地が多い地区については、隣接する既存集落地などの周辺環境への配慮や環境悪化の防止に努め、調和のとれた土地利用の誘導を図る。	B	【再掲】開発許可等指導事業（朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例）	市街化調整区域における開発許可の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：85件、令和5年度：112件）
				—	—	B	【再掲】内間木公園拡張整備基本構想等策定事業			
22	⑥計画的利用を促進すべき地区	i. 基地跡地	国が基地跡地利用に関する方針を従来の「原則留保、例外公用・公共利用」から「原則利用、計画的有効活用」へと大きく転換したこととともない、全市的な利用の観点から多面的な利用可能性の検討を行います。検討にあたっては、議会や市内の各種団体の代表などによる検討委員会を設置し、市民参画を図りながら具体的な議論を進めていきます。	B	基地跡地利用促進事業	国が基地跡地利用に関する方針を従来の「原則留保、例外公用・公共利用」から「原則利用、計画的有効活用」へと大きく転換し、その後本市で進められた基地跡地利用に関する検討の経緯をふまえながら、平成27(2015)年12月に見直しが行われた「朝霞市基地跡地利用計画」に基づき、土地利用の誘導を図る。	B	基地跡地利用促進事業	朝霞市基地跡地利用計画の策定期期、変更時期 （平成17年度：－、平成28年度：平成20年5月（見直し：平成27年12月）、令和5年度：－） 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画の策定期期 （平成17年度：平成22年3月、平成28年度：平成30年4月（改訂）、令和5年度：） 基地跡地地区地区計画の策定期期 （平成17年度：－、平成28年度：平成21年2月、令和5年度：－） 基地跡地暫定広場「あさかの森」の開設時期 （平成17年度：－、平成28年度：平成24年11月、令和5年度：－） シンボルロードの開通時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和2年2月）	
				B	基地跡地暫定利用事業		B	基地跡地暫定利用事業		
				C	（仮称）基地跡地公園・シンボルロード整備事業		B	基地跡地公園・シンボルロード整備事業（（仮称）基地跡地公園・シンボルロード整備事業）		
23	⑥計画的利用を促進すべき地区（前頁から続き）	ii. その他の大規模跡地	—	—	—	工場や学校などの廃止や移転によって生じた大規模な跡地についても、市全体もしくは地域の活性化などに寄与する活用を検討し、適正な土地利用の誘導を図る。	B	【再掲】都市計画総務事務事業	内間木公園拡張整備基本構想の策定の時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年3月） 国道254号バイパス沿道の土地利用について（案）の策定期期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年3月）	
24			—	—	—	新たに開通した国道254号バイパスについては、自然環境に配慮し調和を図りながら、地域の活性化に資する施設の利用を行うことができるように、地区計画制度などを活用した規制・誘導を行う。	B	【再掲】都市計画総務事務事業		
								B	【再掲】内間木公園拡張整備基本構想等策定事業	
25	⑦集落地・農地など	—	集落や農地等が残存している地区においては、道路や排水施設の改善により、農地や緑に包まれたゆとりある集落地（市街化調整区域内において人が集まって生活している地域）としての環境の維持・向上を図ります。また、貴重な自然的資源として農地の維持・保全を図ります。	B	開発許可制度	集落や農地など残存している内間木地域などにおいては、道路や排水施設の改善により、農地や緑に包まれたゆとりある集落地としての環境の維持・向上を図る。	B	【再掲】開発許可等指導事業（開発許可制度）（朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例）	農地転用許可の累計件数 （平成17年度：26件、平成28年度：11件、令和5年度：11件） 市内の市民農園数 （平成17年度：8箇所、平成28年度：8箇所、令和5年度：13箇所） 市街化調整区域内の市民農園の累計面積 （平成17年度：6,002㎡、平成28年度：6,902㎡、令和5年度：6,902㎡）	
				B	【再掲】朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例		B	景観まちづくり推進事業【再掲】		
				A	【再掲】景観まちづくり推進事業		—	—		
26				—	—	農地についても、生産の場としてだけでなく、景観や防災など多様な機能を有し、都市にうるおいや安らぎを与える貴重な自然的資源として維持・保全を図る。	B	【再掲】景観まちづくり推進事業		
27				—	—	農業生産の基盤となる農地の貸し借りを促進し、農地を集約するとともに、農地を保全するなど、農地の有効利用を促進する。	B	市民農園事業		

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等	
1	i. やさしさに配慮した道づくり	①全ての人にやさしい交通環境の整備	—	すべての人が円滑に移動できるよう、公共交通機関を利用する際の移動の利便性および安全性に配慮した駅舎や公共交通車両等の施設整備を促進します。	B	交通安全施設事業	すべての人が円滑に移動できるよう、公共交通を利用する際の移動の利便性及び安全性に配慮した公共交通車両などの整備・改善を促進する。	B	【再掲】交通安全施設事業	公共交通計画の策定期間 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和3年2月） 武蔵野線旅客輸送改善協議会及び東武東上線改善対策協議会への要望活動状況 ※対象年度に実施した回数 （平成17年度：各1回、平成28年度：各1回、令和5年度：各1回）
2			—	主要道路における歩道整備や交差点改良を推進するとともに、交通規制やハンプ（走行スピードなどに注意を促すための段差舗装）設置などの道路構造の変更等について検討し、関係機関へ働きかけていきます。	B	道路舗装事業	自動車の速度の抑制や通過交通の侵入を抑制するために、ハンプ（走行スピードなどに注意を促すための段差舗装）設置などの道路構造の変更や、無電柱化などについて検討し、関係機関へ働きかけていく。	B	【再掲】交通施策推進事業	市内循環バスのバスロケーションの導入時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年7月） 東弁財地区へのゾーン30プラスの設置時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年2月） 三原、幸町、緑ヶ丘地区へのゾーン30の設置時期 （平成17年度：－、平成28年度：幸町一丁目（平成24年度）・三原一丁目（平成25年度）・弁財（北・南）区域（平成28年度）、令和5年度：－） 無電柱化計画の策定期間 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和3年3月） 地域公共交通協議会の設置時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和元年7月） 橋梁整備、維持管理施工件数（対象年度1年間の結果） （平成17年度：2件、平成28年度：2件、令和5年度：3件）
3			—	—	—	—	橋梁については、道路メンテナンスの義務化に伴い5年に1度の橋梁点検を実施し、適切な維持管理に努める。	B	橋梁改修事業	
			—	—	—	—	—	B	道路橋梁総務事務事業	
4		②環境・景観に配慮した交通環境の整備	—	道路は都市内における貴重な公共的な空間であり、豊かな歩道や植樹帯は公園・緑地とあまって市内の貴重な緑や景観要素となることから、道路および沿道環境の整備にあたっては、地域の特性に応じて沿道空間と一体となった歩道、植樹帯、ポケットパークの整備に努めます。	A	【再掲】景観まちづくり推進事業	公共的な空間である道路は、街路樹や公園・緑地とあまって市内の貴重な緑や景観要素となることから、道路及び沿道環境の整備にあたっては、地域の特性に応じて沿道空間と一体となった歩道、街路樹、ポケットパークなどの整備に努める。	B	事業用地維持管理事業	街路樹の本数 （平成17年度：－、平成28年度：1,422本、令和5年度：1,422本） ポケットパークの数 （平成17年度：2箇所、平成28年度：6箇所、令和5年度：8箇所） まちなかのベンチの設置数 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：46基）
			—	—	—	—	—	B	【再掲】景観まちづくり推進事業	
			—	—	—	—	—	B	花と緑のまちづくり事業	
			—	—	—	—	—	B	【再掲】道路改良事業	
			—	—	—	—	—	B	道路施設維持管理事業	
5		③歩行者空間の整備	—	あらゆる歩行者が安心して生活できるような道路交通環境の整備を目指します。また、河川沿いの水辺・緑地空間の活用や駅・公園・公共施設など、生活に身近な施設等へ歩行者および自転車利用者が快適に移動できるネットワークの形成を図ります。	B	歩道整備事業	高齢者や障害のある人など誰もが安心して生活できるような道路交通環境の整備を目指し、拡幅予定路線の歩道整備に積極的に取り組む。	B	歩道整備事業	
			—	—	—	—	—	B	【再掲】道路改良事業	
			—	—	—	—	—	B	道路用地取得事業	
			—	—	—	—	河川沿いの水辺・緑地空間の活用や駅・公園・公共施設など、生活に身近な施設等へ歩行者および自転車利用者が快適に移動できるネットワークの形成を図る。	B	【再掲】交通安全施設事業	
			—	—	—	—	—	B	公園管理事業	
			—	—	—	—	—	B	【再掲】交通安全施設事業	
6			—	—	—	—	—	B	【再掲】交通安全施設事業	
			—	—	—	—	—	B	【再掲】歩道整備事業	
			—	—	—	—	—	B	【再掲】道路施設維持管理事業	
7			—	都市計画道路などを利用し、街路樹等の緑を配した歩行者帯など、災害時における役割も含めた歩行者空間の確保を図ります。	B	【再掲】歩道整備事業	都市計画道路などを利用し、街路樹の緑を配した歩行者帯や自転車通行帯など、災害時における避難路や延焼防止などの役割も含めた歩行者・自転車空間の確保を図る。	B	【再掲】交通安全施設事業	
			—	—	—	—	—	B	【再掲】歩道整備事業	
			—	—	—	—	—	B	【再掲】道路施設維持管理事業	
8	ii. まちの骨格となる道づくり	④幹線道路網の整備	i. 広域幹線道路	関越自動車道と連絡する国道463号（浦和所沢バイパス）や東京外かく環状道路などの幹線道路へのアクセス（接続）性と、県内主要都市間および市内各地域間の相互の交通を集約し処理できるよう適切に配置、整備を進め、広域的な都市間連携を図るよう関係機関へ働きかけていきます。	B	緑ヶ丘通線整備事業	関越自動車道と連絡する国道463号（浦和所沢バイパス）や東京外かく環状道路などの幹線道路へのアクセスと、県内主要都市間及び市内各地域間の相互の交通を円滑に処理できるよう適切に配置、整備を進め、広域的な都市間連携を図るよう関係機関へ働きかけていく。	A	緑ヶ丘通線整備事業	国道254号（川越街道）沿道をまちづくり重点地区に指定した時期 （平成17年度：－、平成28年度：平成28年11月、令和5年度：－）
				—	—	—	—	B	【再掲】志木和光線整備事業	
			ii. 都市内幹線道路	都市内幹線道路は、市内各地域間および主要な施設間相互の交通を集約するとともに、隣接都市との連携の役割を果たすよう適切に配置し、整備を進めます。	B	岡通線整備事業	都市内幹線道路は、市内各地域間及び主要な施設間相互の交通を集約するとともに、隣接都市との連携の役割を果たすよう、適切に配置・整備について検討を進める。	B	岡通線整備事業	
				—	—	—	—	A	駅西口富士見通線整備事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】志木和光線整備事業	
				—	—	—	—	A	緑ヶ丘通線整備事業	
				—	—	—	—	A	観音通線整備事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】都市計画総務事務事業（長期未整備都市計画道路見直し事業）	
				—	—	—	—	B	駅東通線整備事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】歩道整備事業	
9				市街地においては、集中的に発生する交通を集約して適切に処理し、かつその周辺地域内に通過交通が流入し良好な都市・生活環境を阻害しないよう配置し、整備を進めます。	B	事業用地維持管理事業	市街地においては、交通を適切に処理し円滑な交通を確保するとともに、市街地内への不要な通過交通の抑制を図り、良好な都市・生活環境を維持する。	B	【再掲】事業用地維持管理事業	
				—	—	—	—	B	交通安全啓発推進事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】交通施策推進事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】交通安全施設事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】道路改良事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】歩道整備事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】歩道整備事業	
10				市街地においては、集中的に発生する交通を集約して適切に処理し、かつその周辺地域内に通過交通が流入し良好な都市・生活環境を阻害しないよう配置し、整備を進めます。	B	事業用地維持管理事業	市街地においては、交通を適切に処理し円滑な交通を確保するとともに、市街地内への不要な通過交通の抑制を図り、良好な都市・生活環境を維持する。	B	【再掲】事業用地維持管理事業	
				—	—	—	—	B	交通安全啓発推進事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】交通施策推進事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】交通安全施設事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】道路改良事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】歩道整備事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】歩道整備事業	
11				市街地においては、集中的に発生する交通を集約して適切に処理し、かつその周辺地域内に通過交通が流入し良好な都市・生活環境を阻害しないよう配置し、整備を進めます。	B	事業用地維持管理事業	市街地においては、交通を適切に処理し円滑な交通を確保するとともに、市街地内への不要な通過交通の抑制を図り、良好な都市・生活環境を維持する。	B	【再掲】交通安全施設事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】道路改良事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】歩道整備事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】歩道整備事業	
12				市街地においては、集中的に発生する交通を集約して適切に処理し、かつその周辺地域内に通過交通が流入し良好な都市・生活環境を阻害しないよう配置し、整備を進めます。	B	事業用地維持管理事業	市街地においては、交通を適切に処理し円滑な交通を確保するとともに、市街地内への不要な通過交通の抑制を図り、良好な都市・生活環境を維持する。	B	【再掲】交通安全施設事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】道路改良事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】歩道整備事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】歩道整備事業	
13				市街地においては、集中的に発生する交通を集約して適切に処理し、かつその周辺地域内に通過交通が流入し良好な都市・生活環境を阻害しないよう配置し、整備を進めます。	B	事業用地維持管理事業	市街地においては、交通を適切に処理し円滑な交通を確保するとともに、市街地内への不要な通過交通の抑制を図り、良好な都市・生活環境を維持する。	B	【再掲】交通安全施設事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】道路改良事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】歩道整備事業	

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）				
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等					
14	iii.良好な交通環境づくり	⑤安全・快適な道路の整備	i.身近な生活道路の整備	良好な地区の交通環境を形成するとともに、地域の防災・日照・通風等の環境を確保するよう市街地の整備状況や自動車交通とのバランスを考慮し、地区の特性に応じた適切な交通安全施設等の整備を進めます。	B	道路改良事業	住宅地内など身近な生活道路における良好な交通環境を形成するとともに、市街地の整備状況や交通量とのバランスを考慮し、住宅地の特性に応じた適切な生活道路の整備を進める。	B	【再掲】道路改良事業	市民ボランティア団体の累計数 （平成17年度：5団体、平成28年度：20団体、令和5年度：24団体） 私道整備助成金の開始時期 （平成17年度：平成14年11月、平成28年度：－、令和5年度：－） 私道整備助成金の累計件数 （平成17年度：3件、平成28年度：25件、令和5年度：33件）				
					B	道路施設修繕事業		B	道路施設修繕事業					
					B	道路施設維持管理事業		B	【再掲】道路施設維持管理事業					
B	道路台帳整備事業	B	【再掲】道路台帳整備事業											
B	道路照明灯整備事業	B	道路照明灯整備事業											
A	橋梁長寿命化修繕計画策定事業	B	【再掲】都市計画総務事務事業 （長期未整備都市計画道路見直し事業）											
B	【再掲】長期未整備都市計画道路見直し事業	－	－											
15				快適な道路環境づくりを進めるため、市民・企業・行政が協働して道路を美しく保つ等、道路の維持・管理意識の向上を促進します。	B	【再掲】道路施設修繕事業	快適な道路環境づくりを進めるため、市民・企業（事業者）・行政が協働して道路を美しく保つなど、道路の維持・管理意識の向上を図る。	B	【再掲】道路施設修繕事業					
					B	【再掲】道路施設維持管理事業		B	【再掲】道路施設維持管理事業					
					－	－		B	【再掲】花と緑のまちづくり事業					
16				地域住民の意向を踏まえた私道の活用調整や、道路里親制度等の活用を検討します。	B	私道整備助成事業	地域住民の意向をふまえた私道の整備助成を行う。	B	私道整備助成事業					
17			ii.交通規制の改善	身近な生活道路は、交通安全施設整備の充実とともに、住宅地内への自動車の交通量や速度の抑制などの交通規制の推進に努め、児童、高齢者、障害者への対策を重点において歩行者の安全対策を講じていきます。	B	道路安心・安全緊急改良事業	交通安全施設の整備の充実とともに、住宅地内など一定の区域内における速度抑制や幹線道路からの通過交通の抑制などを図るため、既に指定されている幸町2丁目や三原1丁目などのゾーン30や、一步通行、時間帯による車両規制などの交通規制の推進を図り、子ども、高齢者、障害のある人など誰もが安全に通行できるように歩行者の交通安全対策を実施する。特に、通学路や交通事故の危険性の高い交差点などを優先して交通安全対策を実施する。	B	【再掲】交通安全啓発推進事業					
					－	－		B	【再掲】交通安全施設事業					
					－	－		A	道路安心・安全緊急改良事業					
18				一方通行や時間帯による車両規制などの具体的な方策検討にあたっては、地域住民等の意向を踏まえて進めていきます。	B	【再掲】朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業	具体的な交通安全対策の検討にあたっては、地域住民などの意向をふまえて進める。	B	【再掲】交通施策推進事業	道路あんしん緊急プログラムの実施状況 （平成17年度：－、平成28年度：100件（平成29年度まで）、令和5年度：－） アメニティロード化基本計画協議会の設置時期 （平成17年度：－、平成28年度：平成22年12月、令和5年度：－） 朝霞駅南口交通安全対策協議会設置時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年7月） 東弁財地区生活道路安全対策協議会設置時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：平成30年12月） 自転車安全運転実地指導の実施時期、回数 （平成17年度：平成16年4月～・10回、平成28年度：10回、令和5年度：10回）				
					－	－		D	【再掲】朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業					
					－	－		B	【再掲】道路施設維持管理事業					
19				－	－	－	自転車や歩行者の交通ルールの啓発などにより、交通マナーの向上と事故防止を図る。	B	【再掲】交通安全啓発推進事業					
					－	－		B	【再掲】交通安全啓発推進事業					
20		⑥公共交通網などの充実・整備	－	公共交通サービスの利用圏外となっている地区の解消や、高齢化社会に対応した交通手段の確保に向けて市内の近距離交通機関の充実が必要であることから、市内循環バス（わくわく号）の運行ルート見直しや拡充を検討するとともに、路線マップや時刻表の配布など、利用促進のための情報提供に努めます。	B	市内循環バス運営事業	高齢化社会に対応した交通手段の確保に向けて市内の近距離交通機関の充実が必要であることから、コミュニティバスの運行ルートの見直しや拡充を進め、公共交通サービスの利用が不便な公共交通空白地区の解消や、利便性の向上を図るとともに、路線マップや時刻表の配布、運行情報の発信など、利用促進のための情報発信に努める。	C	【再掲】市内循環バス運営事業		【再掲】武蔵野線旅客輸送改善対策協議会及び東武東上線改善対策協議会への要望活動状況 ※対象年度に実施した回数 （平成17年度：各1回、平成28年度：各1回、令和5年度：各1回） 【再掲】市内循環バスのバスローテーションの導入時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年7月） 市内循環バスわくわく号の運行の累計本数 （平成17年度：87本、平成28年度：87本、令和5年度：92本） 交通空白地区への実証実験の時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：平成29年10月～平成30年10月、令和6年2月～3月）			
－	－	B			【再掲】交通施策推進事業									
21						隣接都市との連携等による運行サービスの充実についても検討していきます。		B	【再掲】市内循環バス運営事業			隣接都市との連携などによる運行サービスの充実についても検討する。	B	【再掲】交通施策推進事業
								－	－				B	【再掲】市内循環バス運営事業
22						民間バス等の公共交通機関の利用を促進するため、事業者に対し輸送力の増強や路線の維持強化を働きかけていきます。		B	【再掲】市内循環バス運営事業			鉄道、路線バスなどの事業者に対し、駅施設の充実や運行維持や路線充実などを働きかけ、公共交通機関の利便性の向上に努める。	B	【再掲】交通施策推進事業
－	－	－	－	－	－	－	B	【再掲】市内循環バス運営事業						
23			i.交通結節点の整備	鉄道駅周辺においては、駅前広場や駅へのアクセス（接続）道路等の整備をはじめ、交通機関相互の円滑な乗り継ぎが行われるよう交通結節機能（駅舎、自由通路、バス・タクシー乗降場、周辺道路）を総合的に充実させるとともに、ユニバーサルデザイン（誰もが快適に利用できるデザイン）化、（例えば車椅子・ベビーカー利用者等誰もが移動しやすいバス・タクシー乗降場の整備や視覚障害者、子ども、高齢者等誰もが理解しやすいサイン（案内掲示板等）の整備等。）を図ります。	B	【再掲】駅東通線整備事業	鉄道駅周辺においては、駅前広場や駅へのアクセス道路などの整備をはじめ、交通機関相互の円滑な乗り継ぎが行われるよう交通結節機能（駅舎、自由通路、バス・タクシー乗降所、周辺道路）を総合的に充実させるとともに誰もが快適に利用できるようユニバーサルデザイン化を図る。	B	【再掲】駅東通線整備事業	駅前広場の整備状況 （平成17年度：3箇所整備済み、平成28年度：5箇所整備済み、令和5年度：5箇所整備済み） 北朝霞駅東口（昭和49年8月）北朝霞土地区画整理事業で実施 北朝霞駅北口（昭和49年8月）北朝霞土地区画整理事業で実施 朝霞台駅南口（昭和49年8月）北朝霞土地区画整理事業で実施 朝霞駅南口（平成19年8月） 朝霞駅東口（平成20年4月）				
					A	朝霞駅北口周辺地区整備事業		B	【再掲】交通安全施設事業					
					A	朝霞駅南口周辺地区整備事業		B	駅前広場改修事業					
					－	－		B	駅前広場施設改修事業					
					－	－		B	駅前広場管理事業					
24			ii.駐車場	朝霞駅南口および北口の駅前広場における自転車駐車場の整備や、公共・民間の役割分担による駐車場の確保促進など、鉄道駅と公共交通・歩行者等との連携を考慮し、市民が利用しやすい自転車・自動車の駐車場の整備や利用の促進を図ります。	A	【再掲】朝霞駅北口周辺地区整備事業	朝霞駅南口及び東口の駅前における行政・企業（事業者）の役割分担による自転車・自動車の駐車場の確保促進など、鉄道駅と公共交通・歩行者などとの連携を考慮し、市民が利用しやすい駐車場の整備や利用の促進を図る。特に、自転車駐車場については、駅周辺の歩行空間の活用も検討する。	B	【再掲】都市計画総務事務事業					
					A	【再掲】朝霞駅南口周辺地区整備事業		B	自転車駐車場管理運営事業					
					－	－		B	【再掲】自転車駐車場改修事業					
25				環境負荷の低減や二酸化炭素排出量の削減、交通渋滞の解消などを旨とし、本市の総合的な交通環境の改善を図るとともに、自転車や公共交通機関利用への転換促進、低公害車の普及促進など、新たな公共交通システム導入等の検討を進めます。	B	環境基本計画	環境負荷の低減や二酸化炭素排出量の削減、交通渋滞の解消などを旨とし、本市の総合的な交通環境の改善を図るため、自転車や公共交通機関利用への転換促進、新たな公共交通システム導入などの検討を進める。	B	環境基本計画策定事業 （環境基本計画）		【再掲】シェアサイクルのポート設置累計数 （平成17年度：0基、平成28年度：0基、令和5年度：990基） 自転車駐車場の台数 （平成17年度：－、平成28年度：12,136台、令和5年度：12,403台）			
					－	－		B	地球温暖化対策推進事業					
					－	－		B	【再掲】交通施策推進事業					
					－	－		B	【再掲】市内循環バス運営事業					
					－	－		C	【再掲】市内循環バス運営事業					

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等	
1	i. まちの骨格となる緑づくり	①武蔵野市の原風景を継承する緑の保全	—	武蔵野台地の崖線に残存する斜面林等は、武蔵野の風景を残す貴重な緑であり、生態系や景観、また、防災面でも重要な要素であることから、朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区・保護樹木の指定拡充や朝霞市みどりの基金制度の活用により、緑地の保全および緑化の推進に努めます。	A	【再掲】景観まちづくり推進事業	武蔵野台地の崖線に残存する斜面林などは、武蔵野の原風景を残す貴重な緑であり、生態系や生物多様性、景観、また防災面でも重要であることから、朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区・保護樹木の指定の拡充や朝霞みどりのまちづくり基金制度の活用などにより緑化の保全、緑化の推進及び市民ボランティアと協力した緑化の管理に努める。	B	【再掲】景観まちづくり推進事業	【再掲】シェアサイクルのポート設置累計数 （平成17年度：0基、平成28年度：0基、令和5年度：990基） 緑被率の推移 （平成17年度：33.34%（H20）、平成28年度：36.1%（H30）、令和5年度：34.8%）
				—	—	—	B	【再掲】緑化推進事業	屋敷林・社寺林や企業所有地など、地域の特徴ある景観形成に資するまとまりのある樹林についても資源として位置づけ、本市の個性ある景観の保全・創出を図ります。	
2				—	—	—	—	—	—	
3		②市民生活のうらおいとしての農地の保全	—	市街化調整区域内の農地については、農業振興や農地に係る制度により、優良農地の確保と農地の適正な維持、管理を促進します。	B	生産緑地管理事業	市街化調整区域内の農地については、農業復興や農地に係る制度により、優良農地の確保と農地の適正な維持、管理を促進する。	B	【再掲】生産緑地管理事業	【再掲】農地転用許可の累計件数 （平成17年度：26件、平成28年度：11件、令和5年度：11件） 【再掲】生産緑地の面積 （平成17年度：46.03ha、平成28年度：66.08ha、令和5年度：64.53ha） 生産緑地の数 （平成17年度：187箇所、平成28年度：218箇所、令和5年度：215箇所） ふれあいの農業体験実施回数（対象年度1年間） （平成17年度：3回、平成28年度：5回、令和5年度：5回） 特別緑地保全地区の数 （平成17年度：2箇所、平成28年度：5箇所、令和5年度：5箇所）
4		市街化区域内の生産緑地については、市街地に残された貴重な空間であるため、できるだけ農地としての保全を優先します。		B	【再掲】生産緑地管理事業	市街化区域内の生産緑地地区については、市街地に残された貴重な空間であるため、できるだけ農地として保全する。特に生産緑地地区が多い旧暫定逆引き地区などについては、地域特性を生かし、自然と共存する良好な住環境の形成を図る。	B	【再掲】生産緑地管理事業		
5		遊休農地の解消手段として、また市民と農業のふれあいや農業体験を推進するため、地権者や地域住民の意向に配慮しつつ、借地利用の可能性についての検討や市民農園などによる農地の有効活用を進めます。		B	市民農園事業	遊休農地の解消手段として、また市民と農業のふれあいや農業体験を推進するため、地権者や地域住民の意向に配慮しつつ、農地の有効活用を進めるため、借地利用の可能性などについて検討する。	B	市民農園事業		
6	③計画的な緑づくり	i. 身近な公園等の維持・充実	公園・緑地は、都市環境の維持・改善、防災性の向上、市民のレクリエーション（憩いの場）空間の確保、美しい都市景観の形成など多面的な機能を持ち、良好な都市環境を保持し、円滑な都市活動を支え、都市生活の安全性・防災性・利便性・快適性を確保するうえで基盤となることから、人口や土地利用の将来見通しを勘案して位置や規模、目的に応じて街区・近隣・地区の各公園などを計画・配置し、整備を推進します。	B	みどりの基本計画策定事業		A	みどりの基本計画策定事業	都市公園の数 （平成17年度：30箇所、平成28年度：39箇所、令和5年度：44箇所） 一人当たりの公園面積 （平成17年度：2.1㎡/人、平成28年度：2.2㎡/人、令和5年度：2.12㎡/人） 児童遊園地の数 （平成17年度：78箇所、平成28年度：80箇所、令和5年度：83箇所）	
				C	（仮称）浜崎ふれあい公園新設事業		C	（仮称）浜崎ふれあい公園新設事業		
				B	街区公園整備事業		A	街区公園整備事業		
				B	公園管理事業	公園・緑地は、都市環境の維持・改善、防災性の向上、市民の憩いの場や多世代交流の場、美しい都市景観の形成など多面的な機能を有しており、良好な都市生活の基盤となることから、人口や土地利用の将来見通しを勘案して、位置や規模、目的に応じて街区・近隣・地区の各公園などを計画的に配置し、整備を推進し、適切に管理を行う。	B	【再掲】公園管理事業		
				B	公園施設改修事業		B	公園施設改修事業		
				—	—		B	【再掲】内間木公園拡張整備基本構想等策定事業		
				—	—		B	（仮称）宮戸二丁目公園整備事業		
7		身近に安全な子どもの遊び場を確保するため、既に管理が行われている児童遊園地などの充実を図ります。	B	児童遊園管理事業	児童遊園地など身近で安全な子どもの遊び場の確保を図る。	B	児童遊園管理事業			
			B	児童遊園改修事業		B	児童遊園改修事業			
8		ii. 市のシンボルとなる公園・緑地の整備	朝霞駅から国道254号（川越街道）周辺の地区については、キャンプ朝霞跡地、教育・文化施設、市役所等の公共施設や朝霞中央公園・青葉台公園など比較的大規模な公園が多く分布することから、これらの連携を強めて緑の拠点性を高めるよう、本市のシンボルとなる緑の核として位置づけます。	B	【再掲】緑化推進事業	朝霞駅から国道254号周辺の地区については、基地跡地、教育・文化施設、市役所などの公共施設や朝霞中央公園・青葉台公園など比較的大規模な公園が集まっているため、これらの連携を強めて緑の拠点性を高めるよう、本市のシンボルとなる緑に囲まれた新たな拠点として位置づけ、整備を図る。	B	【再掲】緑化推進事業	シンボルロード整備時期 （平成17年度：－、平成28年度：令和2年2月、令和5年度：－）	
			—	—	—	A	【再掲】基地跡地公園・シンボルロード整備事業 （（仮称）基地跡地公園・シンボルロード整備事業）			
			—	—	—	B	シンボルロード管理事業			
			—	—	—	B	【再掲】基地跡地暫定利用事業			
9	ii. うるおいのある生活環境づくり	④水と緑のネットワークの充実	—	市内中央部を流れる黒目川の堤防上については、県の河川改修（総合治水対策事業）にあわせ、並木や現地の植生にあった樹木のある遊歩道としての整備の推進とともに、周辺の農地残存地等の活用による植栽等の一体的な整備について、関係機関や市民との協議を進めます。	B	黒目川まるごと再生プロジェクト	市内中央部を流れる黒目川沿いに整備された桜や地域の植生をふまえた並木のある遊歩道などの適正な維持管理に努める。	A	黒目川まるごと再生プロジェクト	【再掲】一人当たりの公園面積 （平成17年度：2.1㎡/人、平成28年度：2.2㎡/人、令和5年度：2.12㎡/人） 河川沿いの市民ボランティア団体累計数 （平成17年度：0団体、平成28年度：2団体、令和5年度：3団体） 河川沿いのベンチ設置の累計数 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：33基） 【再掲】街路樹の本数 （平成17年度：－、平成28年度：1,422本、令和5年度：1,422本）
10		河川を軸にし、周辺の緑や公園との連携する歩行路（遊歩道）の整備を検討します。		B	【再掲】黒目川桜並木管理事業	河川を軸にし、周辺の緑や公園を連携する遊歩道の整備を検討する。	B	【再掲】黒目川桜並木管理事業		
11		既存の公共施設や交通拠点を結ぶ主要な道路については、街路樹や植樹帯の設置など緑化を進め、市内の一体的な水と緑のネットワークの強化を図ります。		B	花の植栽事業	主要な道路への街路樹の植栽など緑化を進め、水と緑のネットワークの強化を図る。	B	【再掲】花の植栽事業		
12		本市と近隣市との連携を図り、公園や河川等の一体的な整備・活用を進め、広域的な水と緑のネットワーク形成を図ります。		B	【再掲】黒目川桜並木管理事業	公園や河川については、近隣市の連携による一体的な整備・活用を進め、広域的な水と緑のネットワークの形成を図る。	B	【再掲】黒目川桜並木管理事業		
13	ii. うるおいのある生活環境づくり	⑤水と緑のうるおいのある市街地の形成		B	みどりの基本計画策定事業	朝霞市みどりの基本計画に基づき、緑地の保全や緑化の推進に努める。	B	【再掲】みどりの基本計画策定事業		
14			A	朝霞市開発行為及び中高層建築物に関する指導要綱	マンションをはじめ宅地の開発に際しては、朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に基づき、その用途・規模などに応じて一定量の緑地確保を指導するなど、緑化の促進に努めます。	B	【再掲】開発許可等指導事業 （朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例）	マンション及び宅地における緑地確保の割合の推移 （平成17年度：－、平成28年度：10%、令和5年度：10%） 建築協定の締結の累計件数 （平成17年度：0件、平成28年度：1件、令和5年度：1件） 景観協定の締結の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：1件） 開発条例協議書締結の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：394件、令和5年度：675件） 市内の湧き水の数 （平成17年度：26箇所、平成28年度：26箇所、令和5年度：26箇所）		
15		地域住民の発意・合意形成のもと、更なる市街地の緑化促進に向けたルールづくりも有効であることから、その啓発を図ります。	B	【再掲】みどりのまちづくり基金積立事業	緑化協定など地域住民の発意・合意形成のもとで緑化を推進するルールづくりも有効であることから、制度の啓発を推進する。	B	【再掲】みどりのまちづくり基金積立事業			
16		公共施設については敷地内の緑化を推進するとともに、民間企業の大規模施設や空地等においても緑化への配慮を啓発し、緑豊かな市街地の形成に寄与します。	B	【再掲】みどりの基本計画策定事業	公共施設については、敷地内の緑化を推進するとともに、企業（事業者）の大規模施設や空地などにおいても緑化への配慮を啓発し、緑豊かな市街地の形成に寄与する。	A	【再掲】みどりの基本計画策定事業			
17		自然とふれあえる水辺環境の確保・充実のため、市内各所に点在する湧水については、その保全・活用を図ります。	B	【再掲】みどりの基本計画策定事業	自然とふれあえる水辺空間の確保・充実のため、様々な水生生物などが生息する市内各所に点在する湧水の保全・活用を図る。	A	【再掲】みどりの基本計画策定事業			
18		荒川・新河岸川・黒目川・越戸川については、周辺の土地利用状況に応じた活用を検討します。	B	【再掲】みどりの基本計画策定事業	荒川・新河岸川・黒目川・越戸川については、水質の保全に努めながら、周辺の土地利用状況に応じた活用を検討する。	A	【再掲】みどりの基本計画策定事業			
				—	—	—	環境美化事業			

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等	
19	iii. まちの魅力を生み出す景観づくり	⑥まちのうおいとなる景観形成	i. 主要な拠点・軸の形成	キャンプ朝霞跡地や朝霞調節池などについては、市民が身近に自然に触れ、親しむ場としての利活用を図ります。	A	【再掲】景観まちづくり推進事業	基地跡地は人々が集いやすさ交流ができる場として、その他の水と緑の拠点や河川は水と緑が織りなすうおいを感じる場として、それぞれ景観形成を図る。	B	【再掲】景観まちづくり推進事業	【再掲】朝霞駅周辺エリアビジョンの各施策の進捗状況 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：8施策中6施策実施中） 【再掲】北朝霞・朝霞駅周辺地区エリアビジョン（未来ビジョン）の策定時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年3月） 【再掲】無電柱化計画の策定状況 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和3年3月） 景観づくり重点地区の指定状況 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：2箇所）
					—	—		B	【再掲】基地跡地暫定利用事業	
					—	—		B	【再掲】シンボルロード管理事業	
					A	【再掲】景観まちづくり推進事業		B	【再掲】景観まちづくり推進事業	
20				朝霞駅および北朝霞・朝霞駅周辺については、本市の玄関口にふさわしい景観形成を図り、朝霞駅南口および北口の駅前広場については、その整備とあわせ電線類の地中化を推進します。	B	北朝霞地区地区計画	朝霞駅及び北朝霞駅・朝霞駅周辺については、本市の玄関口にふさわしいおもてなしが感じられるにぎわいの景観形成を図り、さらに県道朝霞藤線の一部（朝霞駅南口駅前通り）は無電柱化を検討する。	B	【再掲】都市計画総務事務事業（地区計画）	
					A	朝霞駅南口周辺地区整備事業	—	—		
21				国道・県道、都市計画道路など主な幹線道路は、沿道の建築物のまちなみ形成や緑化など本市のシンボルにふさわしい魅力ある道路づくりを進めます。	B	【再掲】朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業	国道、県道、都市計画道路など主な幹線道路は、地域資源を生かしたまちなみの形成や街路樹による緑の景観形成など本市のシンボルにふさわしい魅力ある道路づくりに努める。	D	【再掲】朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業	
22			ii. 土地区画整理事業地区などの良好な市街地	土地区画整理事業等の進捗にあわせ、自然と調和し、道路などの都市基盤と建物整備が一体となった良好な市街地景観の形成を図ります。また、シンボリックな道路や眺望の優れた道路等については、電線類の地中化についても検討します。	A	【再掲】景観まちづくり推進事業	土地区画整理事業の進捗や地区計画に基づく新市街地整備などにあわせ、自然と調和し、道路などの都市基盤と建物整備が一体となった安全で快適な市街地景観の形成を図る。	B	【再掲】景観まちづくり推進事業	区画整理の実施済面積 （平成17年度：約94ha、平成28年度：34.4ha、令和5年度：14.1ha） 公共施設に係る景観の届出件数 （平成17年度：－、平成28年度：3件、令和5年度：27件）
					B	【再掲】朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業	—	—		
23			iii. 先進的な景観づくりとしての公共施設	地域に身近な学校や公民館などの公共施設においては、周辺環境に馴染むような色彩や形態に配慮するとともに、敷地内の緑化や街路樹の整備等による統一感や連続性の演出を図るとともに、地域の景観形成のモデルとなるように努めます。	B	営繕行政事業	地域に身近な学校や公民館などの公共施設の整備にあたっては、周辺環境になじむような色彩や形態に配慮するとともに、敷地内の緑化や街路樹の整備などによる統一感や連続性の確保を図るとともに、地域の景観形成のモデルとなるように努める。	B	営繕行政事業	【再掲】緑被率の推移 （平成17年度：33.34%（H20）、平成28年度：36.1%（H30）、令和5年度：34.8%）
					—	—	B	【再掲】景観まちづくり推進事業		
24		⑦地域資源を生かした景観形成	i. 地域に身近な資源の活用	個性あるまちなみを創出するため、緑や坂道などを活かした景観形成を図ります。	B	文化財保護普及事業	地域の特性を生かしたまちなみを創出し、誰もが住み続けたい、訪れたいと感じられるまちを目指すため、緑や坂道などを活かした景観形成を図る。	B	文化財保護普及事業	
					—	—	B	【再掲】景観まちづくり推進事業		
25				斜面林や湧水などの自然資源、川越街道膝折宿や社寺および民家や屋敷林などの文化・歴史資源は、いずれも朝霞の原風景を成す景観形成に重要な要素であることから、これらの資源の活用を検討します。	B	【再掲】文化財保護普及事業	黒目川などの河川や斜面林、湧水などの自然資源、川越街道膝折宿、社寺、民家や屋敷林などの文化・歴史資源は、いずれも朝霞の原風景を残しており、景観形成において重要な要素であることから、これらの活用を検討する。	B	【再掲】文化財保護普及事業	【再掲】緑被率の推移 （平成17年度：33.34%（H20）、平成28年度：36.1%（H30）、令和5年度：34.8%） 指定文化財の件数 （平成17年度：30件、平成28年度：34件、令和5年度：35件） 旧高橋家住宅の事業参加者数 （平成17年度：－、平成28年度：963人、令和5年度：495人） 旧高橋家住宅の入居者数 （平成17年度：－、平成28年度：14,161人、令和5年度：11,058人） シティ・セールスあさかの認定件数 （平成17年度：－、平成28年度：5件、令和5年度：7件）
					—	—	B	【再掲】黒目川桜並木管理事業		
26				整備された柵塚古墳歴史広場とともに、旧高橋家住宅等の既に計画されている歴史資源の整備・活用を推進します。	B	旧高橋家住宅管理運営事業	整備された柵塚古墳歴史広場、旧高橋家住宅など歴史資源の活用を図る。	B	旧高橋家住宅管理運営事業	
					B	【再掲】文化財保護普及事業		B	【再掲】文化財保護普及事業	
27				残存する伸銅工業施設など、地場産業の発祥としての歴史を継承する建築物等については、所有者の意向等をふまえつつ、まちづくり資源としての保護・活用等を検討します。	B	指定文化財等保護管理事業	残存する伸銅工業施設など、地場産業の発祥としての歴史を継承する建築物等については、所有者の意向などをふまえつつ、景観形成におけるまちづくり資源として保護・活用などを検討する。	B	【再掲】指定文化財等保護管理事業	
					—	—	B	指定文化財等保護管理事業		
28				—	—	—	「シティ・セールス朝霞ブランド」に認定できるような地域資源を発掘するほか、新たな地域資源を創出し、シティ・セールスの一環として活用を図る。	B	シティ・プロモーション事業	
29			ii. 市民参加による景観づくり	—	—	—	朝霞市景観計画に基づき、届出制度の活用による周辺の景観を大きく阻害しない施設づくりの誘導や、地域の特性を生かした協働による景観づくりを推進する。	B	【再掲】景観まちづくり推進事業	【再掲】建築協定の締結の累計件数 （平成17年度：0件、平成28年度：1件、令和5年度：1件） 【再掲】景観協定の締結の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：1件） 景観の届け出累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：44件、令和5年度：1,198件）
					—	—	【再掲】建築行政事業			
30				生活に最も身近な空間となる住宅地においては、生垣助成等の充実検討や、地域住民の合意形成のもと、緑化やまちなみ形成に関わるルールづくりへの支援により、潤いと落ち着きのある良好な景観を誘導します。	A	【再掲】景観まちづくり推進事業	生活に最も身近な空間となる宅地においては、地域住民の合意形成のもと、緑化やまちなみ形成に関わるルールづくりへの支援により、安全で快適な住心地のよい景観づくりを誘導する。	B	【再掲】景観まちづくり推進事業	
					B	【再掲】緑化推進事業	B	【再掲】緑化推進事業		
31				商店街や工業地周辺においては、商店街内の道路や工業施設周辺の緑化支援などを充実し、緑と花による演出を図ります。	B	【再掲】花と緑のまちづくり事業	商店街や工業地周辺においても、道路や工業施設周辺の緑化支援を充実するなど、地域に関わる人々の協働による景観づくりを継続することで、誰もが愛着を感じられるまちを目指す。	B	【再掲】花と緑のまちづくり事業	
					B	太陽光システム設置費補助事業	B	太陽光システム設置費補助事業		
32				地球環境への関心の高まりをふまえ、環境共生住宅や省エネルギー住宅等の整備のあり方について検討します。	B	公害防止環境調査事業	地球環境への関心の高まりをふまえ、環境共生住宅や省エネルギー住宅などの整備のあり方や、環境へ負荷の少ない自然再生エネルギー利用などについて検討を進める。	B	公害防止環境調査事業	長期優良住宅の認定累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：235件、令和5年度：553件） 低炭素建築物の認定建築の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：53件、令和5年度：130件） 建築物省エネ法の認定の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：0件、令和5年度：2件） 公共施設の事業活動で発生する温室効果ガスの集計結果 （平成17年度：12,791,449kg-CO ₂ 、平成28年度：16,139,137kg-CO ₂ 、令和5年度：集計中） 朝霞市創エネ・省エネ設備設置費補助金交付の累計件数 （平成17年度：107件、平成28年度：848件、令和5年度：1,215件） 建築リサイクル法の届け出累計件数 （平成17年度：285件、平成28年度：1,283件、令和5年度：2,020件）
					B	環境施策の推進に係る協働体制確立事業		B	環境施策の推進に係る協働体制確立事業	
					B	環境意識啓発事業		B	環境意識啓発事業	
					—	—		B	【再掲】地球温暖化対策推進事業	
33				—	—	—	環境にやさしいまちづくりに向けた活動を促進するための情報提供や支援の充実を進める。	B	再生可能エネルギー普及推進事業	
					B	環境美化事業	B	【再掲】環境美化事業		
34				一定規模以上の建設工事の実施に当たっての分別解体等および再資源化など、建設工事に係るリサイクルを一層促進します。	B	環境美化事業	一定規模以上の建設工事の実施に当たっての分別解体及び再資源化など、建設工事に係るリサイクルなど環境に配慮した取り組みを一層促進する。	B	【再掲】環境美化事業	
					B	建築協定啓発事業	B	【再掲】建築行政事業（建築協定啓発事業）		
35				地産地消の効果や、適切な森林の保全・整備による災害の防止、水資源の確保など森林のもつ公益的機能の向上、木材の再利用による循環型社会の構築などの観点から、埼玉県が公共施設の木造・内装木質化および県産木材の利用拡大を促進していることを踏まえ、本市においてもその促進を検討します。	—	—	地産地消の効果や、適切な森林の安全・整備による災害の防止、水資源の確保など森林のもつ公益的機能の向上、木材の再利用による循環型社会の構築などの観点から、埼玉県が公共施設の木造・内装木質化及び県産木材の利用拡大を促進していることから、本市においても検討を進める。	B	【再掲】営繕行政事業	
					—	—	B	【再掲】営繕行政事業		
36		⑨雨水流出抑制の推進	—	健全な水循環の維持や再構築のため、道路改修や整備における透水性舗装や、公共施設をはじめとする雨水浸透ますの設置、地下水のかん養（水が自然にしみこむこと。）を図るための貯留施設や浸透施設等の普及など、まちづくりにおける一体的な促進を検討します。	B	周辺環境対策事業	健全な水循環の維持や再構築のため、道路改修や整備における透水性舗装や、公共施設をはじめとする雨水浸透ますの設置や、地下水のかん養を図るための浸透施設などの普及など、まちづくりにおける一体的な対策を図る。	B	周辺環境対策事業	【再掲】開発条例協議書締結の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：394件、令和5年度：675件）
					—	—	B	水路改修事業		
					—	—	B	水路管理事業		
37				—	—	—	500mを超える開発事業に対して、雨水の浸透または貯留施設の設置を指導し、また住宅の新築や建て替えにおいても浸透ますの設置を願うするなど、雨水の流出抑制に努める。	B	【再掲】開発許可等指導事業	

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）									
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等										
1	i. 特性に応じた市街地づくり	①土地区画整理事業を実施している地区	—	現在実施している土地区画整理事業地区については、道路や公園などの都市基盤が整備された良好な市街地の形成を目指し、引き続き当該事業を推進します。	B	根岸台五丁目土地区画整理推進事業	現在実施している土地区画整理事業地区については、引き続き当該事業を推進し、道路や公園などの都市基盤が整備された良好な市街地の形成を目指す。	A	根岸台五丁目土地区画整理事業（組合施行）	完了した土地区画整理事業（換地処分） （平成17年度：北朝霞（昭和49年8月）・越戸（平成9年2月）・本町一丁目（平成11年8月）・広沢（平成18年3月）、平成28年度：向山（平成20年7月）、令和5年度：岡一丁目（平成30年3月）・根岸台五丁目（平成31年3月）・宮戸二丁目（令和2年7月） あずま南土地区画整理事業の事業認可時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和4年9月）									
					A	向山土地区画整理推進事業		A	岡一丁目土地区画整理事業（個人施行）										
					A	広沢土地区画整理事業		A	宮戸二丁目土地区画整理事業（組合施行）										
					—	—		B	あずま南地区土地区画整理推進事業										
2	②土地区画整理事業の完了地区	—	土地区画整理事業の実施により、道路や公園などの都市基盤の整備が行われた地区については、基盤整備による土地利用の質の向上を維持し、より高めていくため、建て詰まり（建物が密集した状態）の防止、建築物の形態、規模や用途の混在の程度を適切にコントロールして良好な居住環境を維持・創出します。	B	北朝霞土地区画整理事業	土地区画整理事業の実施により、道路や公園などの都市基盤整備が行われた地区については、建て詰まり（建物が密集した状態）の防止、建築物の形態、規模や用途の混在程度を適切にコントロールして良好な居住環境を維持・創出する。	A	北朝霞土地区画整理事業	土地区画整理事業実施済み件数 （平成17年度：3件、平成28年度：5件、令和5年度：8件）										
				—	—		B	【再掲】都市計画総務事務事業											
				—	—		B	【再掲】建築行政事業											
3	③基盤整備の検討地区	—	狭あい道路（幅員4m未満）が多く、道路や公園などの都市基盤の不足が見られ、木造住宅などが密集する地区については、震災時などにおける防災機能の向上や居住環境の改善を図る必要があります。	B	都市計画許可事業	狭あい道路が多く、道路や公園などの都市基盤の不足が見られる地区や、木造住宅、老朽住宅などが密集する朝霞駅周辺や朝志ヶ丘地区、三原地区などについては、震災時などにおける防災機能の向上や居住環境の改善を図る必要がある。	B	【再掲】開発許可等指導事業（都市計画許可事業）	立地適正化計画の策定時期（住宅密集市街地の掲載） （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年3月） 耐震補助金交付案件数 （平成17年度：57件、平成28年度：364件、令和5年度：420件） 積水ロードタウンの開発時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：平成30年2月、平成31年4月、令和元年10月）										
				—	—		B	安全なまちづくり推進検討事業											
				B	【再掲】安全なまちづくり推進事業		B	【再掲】安全なまちづくり推進検討事業											
				—	—		B	建築物耐震化促進事業											
				B	【再掲】事業用地維持管理事業		B	【再掲】事業用地維持管理事業											
4	④地域にふさわしいまちづくりに向けた活動の推進	—	敷地・建物の共同化や既存住宅の耐震化などを促進するとともに、道路や公園などのオープンスペース（空地）の確保を図り、その段階的な整備により居住環境の改善・向上を進めます。	B	【再掲】安全なまちづくり推進事業	敷地・建物の共同化や既存建築物の耐震化などを促進するとともに、道路や公園などのオープンスペース（空地）の確保を図り、その段階的な整備により居住環境の改善・向上に努める。	B	【再掲】安全なまちづくり推進検討事業	立地適正化計画の策定時期（住宅密集市街地の掲載） （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年3月） 耐震補助金交付案件数 （平成17年度：57件、平成28年度：364件、令和5年度：420件） 積水ロードタウンの開発時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：平成30年2月、平成31年4月、令和元年10月）										
—				—	B		【再掲】安全なまちづくり推進検討事業												
B				【再掲】事業用地維持管理事業	B		【再掲】事業用地維持管理事業												
—				—	B		【再掲】あずま南地区土地区画整理推進事業												
5				④地域にふさわしいまちづくりに向けた活動の推進	—		根岸台3丁目の大規模工場跡地周辺や大字台地内の東地区の一部のように、今後地域の活性化などに資することが期待される地区については、土地区画整理事業などによる都市基盤整備を検討する。	B		【再掲】事業用地維持管理事業	根岸台3丁目の大規模工場跡地周辺や大字台地内の東地区の一部のように、今後地域の活性化などに資することが期待される地区については、土地区画整理事業などによる都市基盤整備を検討する。	B	【再掲】事業用地維持管理事業	立地適正化計画の策定時期（住宅密集市街地の掲載） （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年3月） 耐震補助金交付案件数 （平成17年度：57件、平成28年度：364件、令和5年度：420件） 積水ロードタウンの開発時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：平成30年2月、平成31年4月、令和元年10月）					
—	—	B	【再掲】あずま南地区土地区画整理推進事業																
6	④地域にふさわしいまちづくりに向けた活動の推進	—	—			—		—	住民が主体的にまちづくりのルールを決めることのできる地区計画や建築協定などの活用を促進することで、住環境の向上や商業空間におけるにぎわいの創出を図るとともに、地域特性に応じたまちづくりを進める。	B		【再掲】都市計画総務事務事業	地区計画の地区数 （平成17年度：1箇所、平成28年度：7箇所、令和5年度：12箇所） 空家等対策計画の策定時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年2月） マンション管理適正化推進計画の策定時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年2月）						
7						④地域にふさわしいまちづくりに向けた活動の推進		—		—		—			—	今後増加が懸念されている空き家等や老朽マンションなどについて、実情をふまえ、除却や利活用、管理の適正化などの対策を促進する。	B	空き家対策事業	
8												ii. 上水道の整備・充実			⑤安全・安心な水の供給		—	既存水源の有効活用、浄水施設・配水管路等の適切な維持・管理とともに、災害時対応をふまえた配水管の耐震性向上を図ります。災害時に備え、浄水場など施設の耐震性向上や、市内にある東京都朝霞浄水場との連携についても検討を進めます。災害時の飲料水等確保の観点から、井戸や地下水を使用している事業者・所有者等に対する協力が得られるための協定等の整備を進めます。	B
				B	導水管・配水管・給水管消火栓維持管理事業		B				導水管・配水管・給水管維持管理事業（導水管・配水管・給水管消火栓維持管理事業）								
				B	水道施設耐震化事業		B				水道事業健全運営事業								
9	⑥水道事業の健全運営	—	—	—	—		給水量の減少傾向が引き続き見込まれることから、浄水場など施設規模の適正化を図り、将来の更新費や維持管理費を縮減し、水道事業の健全な運営に努める。		B		【再掲】水道事業健全運営事業	水道事業基本計画の策定時期 （平成17年度：－、平成28年度：平成24年3月、令和5年度：－）							
				—	—	B		貯蔵品及び水道メーター定期交換維持管理事業											
10	iii. 公共下水道の整備	⑦汚水排水施設の整備	—	下水道は、汚水の排除や公共用水域の水質保全、衛生的な環境の維持、健全な水循環の確保など多くの役割を担っています。今後も、市街地の動向および都市基盤の整備状況との整合を十分に図るとともに、河川改修と整合を図りながら、下水道の未整備地域および浸水被害の多発している地区における排水施設等の整備を図ります。	B	汚水管建設事業	旧暫定逆線引き地区の汚水管整備を行うなど、市街地の動向及び都市基盤の整備状況との整合を図りながら公共下水道の整備を進めるほか、汚水管、仲町ポンプ場などの下水道施設の適切な維持管理に努める。	B	汚水整備事業	仲町ポンプ場の耐震化の状況 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：仲町中継ポンプ場耐震補強工事（令和2年）） 私道給水管布設替整備補助案件数 （平成17年度：7件、平成28年度：9件、令和5年度：4件） 私道老朽管布設替整備補助案件数 （平成17年度：－、平成28年度：5件、令和5年度：1件）									
					B	下水道維持管理事業		B	下水道維持管理事業										
					—	—		B	汚水管建設事業										
11	⑧雨水浸水対策の推進	—	—	下水道の利用できる区域における水洗便所への改造費用に対する融資あっせんや、私道排水設備工事に対する補助金の交付など、下水道の普及に対する取り組みを進めます。	B	私道排水設備工事助成事業	下水道の利用できる区域における水洗便所への改造費用に対する融資斡旋や、私道排水設備工事に対する補助金の交付など、公共下水道の普及に対する取組を進める。	B	【再掲】汚水整備事業（私道排水設備工事助成事業）	私道老朽管布設替整備補助案件数 （平成17年度：－、平成28年度：5件、令和5年度：1件）									
					B	合併処理浄化槽設置促進事業		B	環境情報収集及び公害監視事業（合併処理浄化槽設置促進事業）										
12	⑧雨水浸水対策の推進	—	—	—	—	近年多発するゲリラ豪雨などによる浸水対策として、雨水幹線の整備や雨水流出抑制を推進する。	B	【再掲】雨水整備事業	【再掲】私道給水管布設替整備補助案件数 （平成17年度：7件、平成28年度：9件、令和5年度：4件） 【再掲】私道老朽管布設替整備補助案件数 （平成17年度：－、平成28年度：5件、令和5年度：1件）										
							B	【再掲】水路改修事業											
13	—	—	—	—	—	雨水管、排水機場などの下水道施設の適切な維持管理に努める。	B	排水機場維持管理事業	排水機場維持管理状況 （平成17年度：3箇所、平成28年度：3箇所、令和5年度：3箇所）										
							—	—		B	下水道運営事業								
							—	—		B	【再掲】下水道維持管理事業								

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等	
1	i. 災害や犯罪に強いまちづくり	①災害（地震・火災・水害）に強いまちづくり	i. 市街地における防災性の向上	木造住宅や狭小住宅が密集している地域については、未接道な（建築基準法上の道路に接していない）住宅地、狭い道路（幅員4m未満）や行き止まり道路が多く、公園などのオープンスペース（空地）が確保されていないことから、ミニ区画整理事業（比較的小規模な地区における土地区画整理事業）や地区計画等により建築物の不燃化、耐震化、共同化等を促進するとともに、あわせて道路、公園等の都市基盤の整備を地区特性に応じて推進し、総合的な住環境の改善や災害に強い市街地の形成を図ります。幹線道路、公園・緑地、河川、鉄道は、延焼遮断（市街地を区切り火災の延焼拡大を防止する。）帯としての機能を有するため、これらのネットワーク形成の整備・充実について検討します。	B	建築物耐震化促進事業	朝霞駅周辺や朝志ヶ丘地区、三原地区などの木造住宅や狭小住宅が密集している地域については、道路に接していない住宅地、狭い道路や行き止まり道路が多く、公園などのオープンスペース（空地）が確保されていないことから、比較的小規模な地区における土地区画整理事業、防火地域・準防火地域の指定、地区計画制度などにより、建築物の不燃化、耐震化、共同化などを促進するとともに、地区の特性に応じて道路、公園などの都市基盤の整備を推進し、総合的な住環境の改善や災害に強い市街地の形成を図る。	B	【再掲】建築物耐震化促進事業	立地適正化計画の策定期間（防災指針の掲載） （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年3月）
				B	建築行政事業災害活動事業	B		【再掲】建築物耐震化促進事業 （建築行政事業災害活動事業）		
				B	【再掲】安全なまちづくり推進事業	B		【再掲】安全なまちづくり推進検討事業		
				B	【再掲】緑化推進事業	B		【再掲】緑化推進事業		
2			ii. 商業業務地における不燃化の促進	鉄道駅周辺の比較的建物密度の高い市街地や主要幹線道路の沿道地域においては、防火地域・準防火地域の指定を検討し、建築物の不燃化を促進するとともに、市街地の安全性を高めます。	B	【再掲】安全なまちづくり推進事業	鉄道駅周辺の比較的建物密度の高い市街地や主要幹線道路の沿道地域においては、防火地域・準防火地域の指定を検討し、建築物の不燃化を促進するとともに、市街地の安全性を高めます。	B	【再掲】安全なまちづくり推進検討事業	【再掲】立地適正化計画の策定期間（防災指針の掲載） （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年3月）
3			iii. 水害に強いまちづくり	家屋浸水や道路冠水等の解消を図るため、雨水・排水施設、水路等の計画的な整備を進め、雨水処理機能を高めます。	B	水路改修事業	集中豪雨などによる家屋浸水や道路冠水の軽減を図るため、雨水排水施設、水路などの計画的な整備を進め、雨水処理機能を高めます。	B	【再掲】水路改修事業	【再掲】開発条約協議書締結の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：394件、令和5年度：675件） 排水機場の整備状況 （平成17年度：3箇所、平成28年度：3箇所、令和5年度：3箇所） 排水機場の排水の累計水量 （平成17年度：5.8m ³ /秒、平成28年度：5.8m ³ /秒、令和5年度：5.8m ³ /秒）
				B	雨水幹線等整備事業	B		【再掲】雨水整備事業 （雨水幹線等整備事業） （緊急雨水対策事業）		
				B	緊急雨水対策事業	B		【再掲】排水機場維持管理事業		
				B	排水機場維持管理事業	B		【再掲】排水機場維持管理事業		
4				道路や公共施設においては、透水性舗装、雨水浸透ますの設置を推進し、開発に際しては調整池などの雨水流出抑制施設の設置を誘導するとともに、住宅地における緑化や雨水浸透ますの設置等の促進、保水・遊水機能を有する農地・樹林地の維持・保全などにより総合的な治水対策を図ります。	B	【再掲】雨水幹線等整備事業	道路や公共施設においては、透水性舗装、雨水浸透ますの設置を推進し、開発事業などに際しては雨水貯留槽などの雨水流出抑制施設の設置を指導するとともに、住宅地や事業所における緑化や雨水浸透ますの設置などの促進、保水・遊水機能を有する農地・樹林地の維持・保全などにより総合的な治水対策を図る。	B	【再掲】雨水整備事業 （雨水幹線等整備事業） （雨水貯留槽等整備事業）	【再掲】開発条約協議書締結の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：394件、令和5年度：675件） 排水機場の整備状況 （平成17年度：3箇所、平成28年度：3箇所、令和5年度：3箇所） 排水機場の排水の累計水量 （平成17年度：5.8m ³ /秒、平成28年度：5.8m ³ /秒、令和5年度：5.8m ³ /秒）
				—	—	B	【再掲】建築行政事業			
				—	—	B	【再掲】水路改修事業			
				—	—	B	【再掲】水路管理事業			
5				存続する水路については、周辺の土地利用状況や求められる機能等を勘案し、必要な整備を計画的に促進するとともに、浸水防除の機能向上を図ります。	B	【再掲】水路管理事業	存続する水路については、周辺の土地利用状況や求められる機能などを勘案し、必要な整備を計画的に促進するとともに、浸水防除機能の向上を図る。	B	【再掲】水路管理事業	
6			iv. ライフライン施設の安全性の向上	都市生活を維持する上で不可欠な上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の耐震化により、災害時でも供給が出来るよう安全性・信頼性の向上を促進します。	B	【再掲】水道施設耐震化事業	都市生活を維持する上で不可欠な上・下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設の耐震化により、災害時でも供給ができるよう安全性・信頼性の向上を促進する。	B	【再掲】水道施設耐震化・老朽管更新事業 （水道施設耐震化事業）	公共施設等マネジメント実施計画の策定期間 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和3年2月） 学校長寿命化基本方針の策定期間 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和2年3月）
				B	【再掲】導水管・配水管・給水管・消火栓維持管理事業	B		【再掲】導水管・配水管・給水管維持管理事業 （導水管・配水管・給水管・消火栓維持管理事業） （私道老朽管布設整備費補助事業）		
				B	【再掲】私道老朽管布設整備費補助事業	B		下水道維持管理事業		
				—	—	B		【再掲】雨水整備事業		
				—	—	B		【再掲】汚水整備事業		
				—	—	B		ポンプ場耐震化事業		
				—	—	B		【再掲】防災対策事業		
				—	—	B		【再掲】防災対策事業		
7				—	—	—	既存の公共施設については、維持費とともに環境への配慮も含め、できるだけ長期にわたって活用できるように計画的に適切な維持・管理を推進する。	B	【再掲】営繕行政事業	
				—	—	—	統廃合などにより使われなくなった施設については、地域の実情にあわせて新たな活用方策を検討し、地域の活性化などに努める。	B	【再掲】営繕行政事業	
9			v. 自主防災組織等の整備（中間見直しで項目削除）	地域における防災活動の推進を図るため、自治会等を単位に自主防災組織の結成を促進します。また市民一人ひとりの参加意識の向上が重要であることから、自主防災活動の重要性や役割を啓発するとともに、災害時の受け入れ態勢の整備などボランティア活動の環境整備、ボランティアの育成、普及を図ります。	B	防災啓発事業	—	—	—	—
10	②避難場所・避難道路の確保	i. 避難場所等の確保		朝霞市地域防災計画に基づき避難場所として指定されている市内の学校、公民館、保育園、公園等については、防災備蓄倉庫等の整備や耐震診断等の調査実施と、その結果に基づく改修を進め、施設の耐震対策を計画的に推進します。	B	災害予防対策・活動事業	朝霞市地域防災計画に基づき避難場所として指定されている市内の学校、公民館、保育園、公園などについては、耐震診断などの調査を実施し、その結果に基づく耐震化対策やバリアフリー化を進め、誰もが安全に避難できる場所としての機能確保を計画的に推進する。	B	地域防災推進事業 （災害予防対策・活動事業）	地域防災計画の策定期間 （平成17年度：平成13年12月、平成28年度：平成28年3月、令和5年度：令和5年3月） 朝霞市指定避難場所の耐震化累計箇所 （平成17年度：－、平成28年度：39箇所、令和5年度：39箇所） 自主防災組織数 （平成17年度：19組織、平成28年度：45組織、令和5年度：49組織）
				B	防災対策事業	B		防災対策事業		
				B	災害活動事業	B		災害活動事業		
				A	危険地域調査事業	B		落橋防止対策事業		
11				市民センターなど、新たな避難場所の指定についても検討を進めるとともに、帰宅困難者のための一時避難空間の確保、公園・緑地などについては自主防災活動の拠点（地域コミュニティ強化拠点）・避難地など多様な機能をもつオープンスペース（空地）としての整備を促進します。また、今後、市街地の広がりや災害危険性の変化などに伴い、随時、適切な避難場所の確保に努めます。	A	小学校耐震化事業	帰宅困難者のための一時滞在施設の確保、公園、緑地などについては、自主防災活動の拠点（地域コミュニティ強化拠点）など多様な機能をもつオープンスペース（空地）としての整備を推進する。	A	小学校耐震化事業	
				A	中学校耐震化事業	A		中学校耐震化事業		
12				キャンパス朝霞跡地については、避難地としての空地の確保など防災にも配慮した多面的活用の検討に努めます。	B	防災対策事業	基地跡地については、災害時の防災拠点として、避難地としての空地の確保などにより、防災にも配慮した多面的活用を検討する。	B	【再掲】基地跡地暫定利用事業	
13			ii. 避難道路の確保	災害時において、地域住民が徒歩で安全に避難場所へ到達できる道路や、生活物資・復旧物資の輸送路である緊急輸送道路、消防自動車が入り込めない消防活動の困難な区域の解消を図るための道路の一体的な整備推進を検討します。今後の宅地開発に際して、消防活動・避難活動に配慮した生活道路が整備されるよう指導を行います。災害時の避難路として想定される広幅員道路については、街路樹や植栽帯を設け防災機能を持たせるとともに、緩衝緑地等の防災緑地の整備に努めます。	B	生産緑地管理事業	災害時において、地域住民が徒歩で安全に避難場所へ到達できる道路、生活物資・復旧物資の輸送路である緊急輸送道路、消防自動車が入り込めない消防活動の困難な区域の解消を図るための道路の一体的な整備推進を検討する。	B	【再掲】防災対策事業	
				—	—	—	【再掲】建築行政事業	【再掲】立地適正化計画の策定期間 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年3月） 【再掲】街路樹の本数 （平成17年度：－、平成28年度：1,422本、令和5年度：1,422本）		
15				—	—	—	今後の開発事業などに際して、消防活動・避難活動に配慮した生活道路が整備されるよう指導を行う。	B	【再掲】建築行政事業	
				—	—	—	災害時の避難路として想定される広幅員道路については、街路樹や植栽帯を設け防災機能を持たせるとともに、緩衝緑地などの防災緑地の整備に努める。	B	【再掲】生産緑地管理事業	
16				—	—	—	高齢者・障害のある人など全ての人が入りにくく避難できるように、十分な幅員の確保や段差の解消などに配慮した安全な歩行者空間を確保する。	B	【再掲】歩道整備事業	
17		③市街地における防犯機能の向上	—	犯罪の起きる環境（状況）に着目し、道路・公園等の公共空間における適正な夜間照明の確保・充実などにより犯罪の誘発要因を取り除き、安全・安心な環境づくりを進めます。	B	防犯対策推進事業	犯罪の起きる環境（状況）に着目し、道路・公園などの公共空間における適正な夜間照明の確保・充実などにより犯罪の誘発要因を取り除き、安全・安心な環境づくりを進める。	B	防犯対策推進事業	道路照明灯の累計本数 （平成17年度：－、平成28年度：3,659本、令和5年度：4,611本（令和4年度末時点）） 防犯パトロールの実施回数 （平成17年度：399回、平成28年度：307回、令和5年度：243回）
				—	—	B		【再掲】公園施設改修事業		
				—	—	B		【再掲】児童遊園改修事業		
				—	—	B		【再掲】道路照明灯整備事業		

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等	
18	i. 災害や犯罪に強いまちづくり （前頁から続き）	③市街地における 防犯機能の向上 （前頁から続き）	—	道路や公園等の整備に際しては、見通しを良くするなど周辺建物との配置の関係を考慮し、防犯の視点を計画段階から取り入れた整備を進めます。	B	【再掲】防犯対策推進事業	道路や公園などの整備に際しては、見通しを良くするなど周辺建物や植栽の配置を考慮し、防犯の視点を計画段階から取り入れた整備を進める。	B	【再掲】防犯対策推進事業	前頁と同じ
				—	—	—	B	【再掲】公園施設改修事業		
				—	—	—	B	【再掲】児童遊園改修事業		
19	i. 全ての人にやさしいまちづくり	④利便性の高い「歩いて暮らせる」生活環境整備	—	防犯対策については、地域住民の防犯意識の向上が重要であることから、防犯パトロール隊等の組織の育成や、建物やまちなみへの配慮など、防犯に留意したまちづくりに向けての普及啓発活動に努めます。	B	【再掲】防犯対策推進事業	防犯対策については、地域住民の防犯意識の向上が重要であることから、自主防犯パトロール隊などの組織の育成や、建物の配置やまちなみへの配慮など、防犯に留意したまちづくりに向けての普及啓発活動に努める。	B	【再掲】防犯対策推進事業	市内循環バスの利用者数 （平成17年度：258,583人、平成28年度：400,135人、令和5年度：386,520人） 【再掲】官民連携まちなか再生推進事業の実施状況 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：朝霞駅周辺地区、北朝霞・朝霞台駅周辺地区）
—				—	—	B	【再掲】空き家対策事業			
20				—	—	—	B	【再掲】センター児童館整備事業		
21	ii. 全ての人にやさしいまちづくり	⑤身近な生活空間のユニバーサルデザイン化の推進	i. 安心・快適に生活できる環境づくり	居住・就業機能のみならず、商業・行政・医療・福祉・教育・娯楽等の多様な機能集積に資する土地利用を計画的に配置・誘導し、また、鉄道やバス等の公共交通機関の利用促進や利便性の向上を図り、過度に自動車に依存することなく日常生活活動が比較的狭いより身近なところで可能となる小規模でも充実した市街地の形成を目指します。	B	センター児童館整備事業	商業・行政・医療・福祉・教育・文化などの日常生活に資する多様な都市機能を計画的に集積し、また、これらの拠点へのアクセスとして、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用促進や利便性向上を図ることで、角に自動車に依存することなく、子ども、高齢者、障がいのある人など誰もが身近な地域で日常生活に必要な買い物やサービスを安心して受けられるように、小規模でも充実した市街地の形成を目指す。	A	センター児童館整備事業	市内循環バスの利用者数 （平成17年度：258,583人、平成28年度：400,135人、令和5年度：386,520人） 【再掲】官民連携まちなか再生推進事業の実施状況 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：朝霞駅周辺地区、北朝霞・朝霞台駅周辺地区）
—				—	—	A	第四小学校改築事業			
22				—	—	—	A	第五小学校改築事業		
23	ii. 公共施設等の整備	⑥ライフステージにあわせた住環境形成	i. 安心・快適に生活できる環境づくり	高齢者・障害者に限定せず、すべての人が円滑に移動できるよう、利便性及び安全性に配慮した公共交通機関・施設の整備を促進するとともに、十分な幅員の確保や段差の解消等に配慮した安全な歩行者空間の確保に努めます。	B	高齢者バス・鉄道共通カード事業	高齢者・障害のある人に限定せず、すべての人が円滑に移動できるよう、利便性及び安全性に配慮した公共交通機関・施設の整備を促進するとともに、十分な幅員の確保や段差の解消、点字ブロックの配置などに配慮した安全な歩行者空間の確保に努める。	B	高齢者バス・鉄道共通カード事業	朝霞市道の延長 （平成17年度：239,440m、平成28年度：248,365m、令和5年度：253,994m） 朝霞市障害者プランの見直し累計回数 （平成17年度：1回、平成28年度：10回、令和5年度：18回）
24				—	—	—	B	スポーツ施設改修事業		
25				—	—	—	B	営繕行政事業		
26	ii. 公共施設等の整備	⑥ライフステージにあわせた住環境形成	i. 安心・快適に生活できる環境づくり	埼玉県福祉のまちづくり条例や朝霞市福祉のまちづくり基本方針に基づき、道路、公園、病院・福祉施設、商業施設、マンション、学校等、多くの人が利用する建築物のユニバーサル（誰もが快適に利用できる）デザイン化（例えば車椅子・ベビーカー利用者等でも移動できる空間の整備、玄関・廊下などの段差解消や、誘導用ブロックの設置等。）を図り、不特定多数の利用者に配慮された施設利用の円滑化を促進します。	B	スポーツ施設改修事業	埼玉県福祉のまちづくり条例や朝霞市福祉のまちづくり基本方針に基づき、道路、公園、病院・福祉施設、商業業務施設、マンション、学校など、多くの人が利用する建築物のユニバーサルデザイン化を図り、不特定多数の利用者に配慮された施設利用の円滑化を促進する。	B	【再掲】営繕行政事業	福祉のまちづくり条例が適合されている公共施設数 （平成17年度：－、平成28年度：28箇所、令和5年度：19箇所） 公共施設等マネジメント実施計画に沿った改修の累計回数 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：10回）
27				—	—	—	B	【再掲】営繕行政事業		
28				—	—	—	—	—	朝霞と光資源循環組合負担事業	
29	ii. 公共施設等の整備	⑥ライフステージにあわせた住環境形成	i. 安心・快適に生活できる環境づくり	市民が多様な生活様式に応じて住宅を選択できるような、必要な支援策を検討します。	B	市営住宅事業	市民が多様な生活様式に応じて住宅を選択できるような必要な支援策を検討する。	B	住宅政策事業 （市営住宅事業）	市営住宅借り上げ戸数 （平成17年度：50戸、平成28年度：50戸、令和5年度：50戸） 空き家相談対応案件数 （平成17年度：－、平成28年度：128件、令和5年度：357件） 高齢者住宅の戸数 （平成17年度：21戸、平成28年度：21戸、令和5年度：21戸）
30				—	—	—	B	【再掲】空き家対策事業		
31				—	—	—	B	【再掲】空き家対策事業		
32	ii. 公共施設等の整備	⑥ライフステージにあわせた住環境形成	i. 安心・快適に生活できる環境づくり	入居が敬遠されがちな高齢者等の居住の安定を確保するため、優良な賃貸住宅の整備や円滑な入居に向けた環境の整備を促進します。	B	高齢者住宅支援事業	入居が敬遠されがちな高齢者などの居住の安定を確保するため、優良な賃貸住宅の整備や円滑な入居に向けた環境の整備を促進する。	B	高齢者住宅支援事業	市営住宅借り上げ戸数 （平成17年度：50戸、平成28年度：50戸、令和5年度：50戸） 空き家相談対応案件数 （平成17年度：－、平成28年度：128件、令和5年度：357件） 高齢者住宅の戸数 （平成17年度：21戸、平成28年度：21戸、令和5年度：21戸）
33				—	—	—	B	【再掲】高齢者住宅支援事業		
34				—	—	—	B	【再掲】市営住宅事業		
35	ii. 公共施設等の整備	⑥ライフステージにあわせた住環境形成	i. 安心・快適に生活できる環境づくり	公営住宅については、住宅に困窮する市民の他、特に高齢者や低所得者に向けた住戸の供給の充実を検討します。	B	【再掲】市営住宅事業	公営住宅については、住宅に困窮する市民のほか、特に高齢者や低所得者に向け、市が借り上げた公営住宅の提供を行うとともに、適切な維持管理に努める。	B	【再掲】住宅政策事業 （市営住宅事業）	市が借り上げた公営住宅の借上げ期間が平成36年4月までとなっていることから、借上げ期間満了後の公営住宅のあり方について、検討を進める。
34				—	—	—	B	【再掲】高齢者住宅支援事業		
35				—	—	—	B	【再掲】住宅政策事業		